

# 性犯罪の罰則の在り方に関する論点（案）への意見

性暴力禁止法をつくろうネットワーク

共同代表 周藤由美子

## 第1 性犯罪の構成要件及び法定刑について

### 1 性犯罪の法定刑の見直し

強姦罪の保護法益について個人的法益である性的自由と説明されているが、現行の条文の位置は社会的法益の位置にあり矛盾している。1992年フランス刑法では「人の身体的・精神的完全性」という規定になっており、女性への暴力防止と法整備に関する「国連ハンドブック」の定義でも性暴力は「身体の統合性 (physical integrity) と性的自己決定を侵害するもの」と規定され、生命の次に重要である「身体」が法益となっている。「魂の殺人」ともよく言われるが、強姦罪の条文の位置は殺人の次に置き、強盗罪と同等もしくはそれ以上に引き上げることを提案する。被害者はいつまた襲われるかと心配している。加害者が刑務所に入っている間はそれだけで安心できる。また、被害者は強姦の後遺症に長く苦しめられ、生活も困難な状況に追い込まれている場合も少なくない。強姦という犯罪行為が及ぼす被害者への影響の深刻さに対して、現行の強姦罪の法定刑が見合っていない。20年以上前に強姦被害にあった女性は、被害の後遺症によるうつ症状から回復できないまま、現在は生活保護を受給し、シングルマザーとして子どもを育てているが、加害者の刑が7年だったことをいまだに納得できないと語った。強姦罪の法定刑を強盗罪と同等もしくはそれ以上に引き上げることで、女性に対する暴力は許されず、女性の人権を重視していると社会に示すことにもつながる。一方で、犯罪類型を細分化することで、法定刑を幅広く設定することも、実態に即していると思われる。

### 2 強姦罪の主体等の拡大

強姦罪の行為者、被害者に関して、性差のないものとすべきである。現行では、男性や性的マイノリティの被害者の被害の深刻さに対応できていない。男性や性的マイノリティが意に反して性的な攻撃を受けた場合に、恐怖や恥辱感、罪悪感、フラッシュバックや不眠、解離など様々な後遺症に苦しむことは、女性と変わらない。それに加えて男性の被害者の場合は、「男性は被害者にならない」という社会にある固定観念によって、男性としてのアイデンティティを否定され、自己尊重感が低下し、うつや自殺のリスクも高まる。

また、配偶者間においても強姦が成立することを明記するべきである。夫から激しい身体的な暴力を伴う状況で、強姦され、殺されそうになっても、暴行罪・強要罪に問われることがあっても強姦罪で罰せられることはない現状がある。日常的に、逆らえば自分や家族にどんな危害が及ぶかわからないという恐怖があるために、毎晩のように夫の言いなりになって強姦され続ける事例も決して少なくない。

女性の強姦被害において、望まない妊娠に至り、人工妊娠中絶をせざるを得なくなることも少なくない。人工妊娠中絶による身体へのダメージは大きく、被害者でありながら罪悪感に苛まれるなど心に深い傷を受けることも看過できない。また、被害や妊娠について相談できないまま、中絶の機会を逸して出産し、学業や就業を断念したり、子どもを手元で育てることができなかつたり、十分な養育環境を整えることができない例もある。特に近親姦や配偶者間の強姦では、望まない妊娠、その後の中絶または

出産を繰り返すことも起こりやすい。強姦による妊娠や中絶について加重処罰が必要である。

### 3 性交類似行為に関する構成要件の創設

肛門性交、口淫等の被害は、被害者の身体への性的な侵害行為として、深刻なトラウマを抱える。口内に射精されたことにより、食事ができなくなった被害者もいる。肛門や口腔などへの挿入行為について、新たに「性的挿入罪」または「性的侵害罪」などを設け、強姦罪と同様の刑、あるいは、強制わいせつ罪より重い刑で処罰することも検討したらどうか。男性器以外の異物の挿入も処罰対象に入れるべきである。2と関連して、被害者の性別に関わりなく処罰することとする。

### 4 強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和

性暴力の実態に即して、暴行・脅迫要件を緩和し、「被害者もしくは第三者に対する暴力の行使、暴力の威嚇もしくは（暴力への恐怖、拘禁、心理的抑圧または権力の濫用などの）強制によって、または強制的環境に乗ずることによって」などの表現にすることを提案する。

突然襲われた被害者は、予測もしない出来事に驚愕してショックで頭も真っ白になってしまう。何が起こったかわからず、喉もはりついて声も出せず、体もこわばって動かないことも少なくない。襲われたときに「殺されるのではないか」と思い、生きのびるために犯人に従うしかないと覚悟を決める被害者も多い。相手の形相から逆らっても無駄であることを悟り、体格差もあって抵抗をあきらめることもしばしばである。ある集団強姦の被害にあった少女は何の前触れもなくいきなり後ろから羽交い絞めにされ、前から服を脱がされ、どうすることもできなかったと語った。性暴力は圧倒的に顔見知りからの被害が多く、そういった場合には、はっきり抵抗できないことも多い。職場の上司や大学の指導教員、小中高の教師、スポーツの指導者などから襲われたときには、逆らったら報復されるのではないかと、仕事や勉強、競技などを続けられなくなるのではないかと考え、抵抗したり、逃げたりできないのである。まして、親や祖父など家族、親族から被害にあった際に、それまでの虐待による恐怖などから抵抗することも逃げることもできず、家を出て1人で生活することもできないため、何年間も被害にあい続けることも少なくない。このように継続した被害に関しては、特に加重処罰が必要である。

宮地尚子はこのように被害にあったときに抵抗するなどの行動をとれない被害者の状況について「動物は攻撃を受けると、闘争—逃走反応をおこす前に、動きをやめ、目を凝らし、耳を澄ますという不動反射（フリーズ反応）がおきます」「動物でも人間でも、びっくりするとまず身がすくんだり固まったりするものだという事は、知っておいた方がいい」（『トラウマ』岩波新書）と指摘している。

被害者が被害時に明示的な強度の抵抗行動をとらないことが多いことは、様々な調査でも明らかになっている。

科学警察研究所の防犯少年部付主任研究員（当時）の内山絢子が平成9年10月～10年1月末までに全国の警察署で取り扱った強姦及び強制わいせつ事件について行った調査によれば、被害者の被害時の対処行動では、「大声で助けを求めた」41.7%、「付近の民家や店に駆け込む」6.4%、「やめてくれと加害者に頼む」51.5%、「何もできなかった」25.5%、という結果になっている。（「性犯罪の被害者の被害実態と加害者の社会的背景」より）

また、A・バージェス、L・ホルストロムが1976年に病院に運び込まれた強姦被害者に対して行ったインタビュー調査では、強姦の脅迫期では、総数92人のうち、戦略を用いなかった被害者は34人（身体的麻痺状態12人、心理的麻痺状態12人）もいた。戦略を用いた被害者58人のうちでも（認知的戦略

18 人、言語的戦略57 人、身体的抵抗21 人) と、身体的抵抗をした被害者は21 人だけだった。強姦期になると、総数90 人のうち、認識的戦略28 人、感情的反応25 人(泣く17 人、怒り8 人)、言語的戦略23 人(金切り声を上げる14 人、話をする9 人)、心理的防衛17 人、生理的反応(嘔吐、失神など)10 人、戦略なし1 人、不明8 人で、身体的行動は23 人だった。(『アメリカン・ジャーナル・オブ・サイキアトリー』133 巻4号、1976 年4月)

首都大学東京 江原由美子教授らがセクシュアル・ハラスメントを受けた直後の被害者の加害者への対応について行った調査では、身体的接触に対して「相手をひっぱいたりどなったりした」7.6%、「何もできなかった」28.0%「はっきりイヤだと言った」26.8%、「イヤだということをそれとなく分からせようとした」26.1%という結果だった。(『セクハラ神話はもういない』秋田セクシュアルハラスメント裁判Aさんを支える会編、教育史料出版会)

平成20年6月27日大阪地裁判決では、中学生が小さい声で「やめて」と犯人に頼んだり、足を開かれなように一生懸命足に力を入れていたけれども、結局は強姦されてしまったが、服も破れておらず、必死で抵抗したとは認められず、暴行・脅迫はなかったとして、無罪判決が出された。この判決では、被害者が性交に同意していなかったことは認定されているのに、強姦罪は成立しないという判決が出されている。これは明らかに矛盾している。

準強姦罪にある「抗拒不能に乗じて」という要件について、例えば被害者がお酒に酔った状態に乗じて強姦された場合に、飲酒量や泥酔状態であったかなどが客観的に明らかにならないと適用されないが、被害者の記憶がない場合も多く、目撃者がいなければ成立しにくい。

被告人が明示の同意を得なかったことを検察官が立証するようにして、抵抗を不問にすることができたらいいのではないか。

## 5 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設

指導的立場にある者、保護する責任のある者について別犯罪類型として加重処罰が必要である。近親者による加害行為については、別途重い犯罪類型を設けるべきである。いずれも現状の「暴行又は脅迫」がなくても、犯罪が成立しうることとすべきである。また、被害者の同意は犯罪の成否に影響しないようにすべきである。

指導的立場にある者、保護する責任のある者からの被害は、本来、安全を守ってもらえるはずの相手から被害にあうことによって、被害者が受ける打撃やその後の人生に与える影響は深刻である。多くの場合は、特に信頼を寄せた相手から、その信頼感を利用して被害に遭っている。信頼を裏切られたショックは大きく、相手を信頼した自分の判断力も疑われて、誰を信じていいかわからなくなる。勉強やスポーツなど加害者に関係のあることを考えるだけで加害者を思い出してしまうので、打ち込もうと思っていた将来を閉ざされてしまう。しかし、周囲からは元々やる気がなかったとか、才能がないので逆恨みしたのだなど誤解されてしまうことも少なくない。保護する責任のある者から被害にあえば、安全な居場所がどこにもなくなってしまふ。被害者にとって世界は危険に満ちた恐ろしい場所になり、逃げ場のない日々が永遠に続くようにも思われる。そして、自己尊重感や人に対する信頼感が損なわれ、摂食障害、リストカット、自殺念慮、薬物依存症など様々な後遺症に苦しめられる被害者も多い。

相手に逆らって生きていくことが困難な状況で、性的な攻撃に対して拒否することは不可能である。それにも関わらず、現行ではそもそも起訴されることが少なく、起訴されたとしても抵抗していないため強姦罪が適用されなかったり、軽い処罰ですまされてしまっている。特に年少者が被害にあった場合に、被害者がその後

も深刻な後遺症によって、人生を左右されてしまうことに対して、考慮したものとする必要がある。

## 6 いわゆる性交同意年齢の引上げについて

暴行・脅迫がなくても強姦罪等が成立する範囲を現行よりも引き上げるべきである。未成年同士の性行為の処罰の問題など年齢によって一律に規定することは実態に即していない面もあると考えられるが、義務教育である中学生が被害にあった場合に、成人と同じような暴行・脅迫要件を適用することは、中学生を危険にさらすことになる。年齢では15歳が妥当ではないか。年少者への加害行為は重く処罰すべきである。また、5と関連するが、指導的立場にある者、保護する責任のある者からの被害は、特に加重処罰が必要である。年齢の錯誤については免責されないように規定すべきである。少年加害者の場合は、被害者との年齢差や性的攻撃の性質によって判断すべきである。

※「性交同意年齢」という呼称について、「真の同意を与えることができる年齢には達しておらず、保護されるべき年齢」という意味で「性交同意保護年齢」などの呼称にするのはどうか。

## 第2 性犯罪を非親告罪とすることについて

(準)強姦罪及び(準)強制わいせつ罪など性犯罪すべてについて非親告罪とする。ただし、被害者の意思の尊重・プライバシーの保護、私生活の平穏の保護は、別途講ずる必要がある。

子どもが未成年の場合は保護者が告訴権者になるが、子どもが被害を訴えても母親がためらうこともある。近親姦の場合に、母親が加害者に逆らうことができないなどで、告訴できない場合もある。富山地裁で2012年1月19日に判決が出された事件では、15歳(中3)と10才11カ月(小5)の姉妹が、母親の交際相手から性的虐待を受けていたが、母親の交際相手が姉に対する準強姦と妹に対する強制わいせつについて、母親が姉に対する準強姦と妹に対する強制わいせつ1件について共犯で起訴された。判決では、幼い年齢や本人の正式な告訴状が作成されていないことから「告訴能力を有していたことには相当な疑問が残る」と指摘され、祖母の告訴状も、妹に対する強制わいせつ1件については、母親が起訴されていないので告訴権者であるとして控訴棄却した。富山地検は妹が「当時は地獄だった。犯人を死刑にしてほしい。でも、法律上それは無理だと聞いた。だったらできるだけ重い罰を与えてほしい。でも母親に対しては反省して戻ってきてほしい」と訴えた検察官調書を告訴状とみなすとともに、祖母に説明して告訴状を作成していた。名古屋高裁金沢支部は、2012年7月3日の判決で、妹の告訴能力を認めて、1審判決を破棄して差し戻すとした。富山地裁の差し戻し審においても、2012年11月14日に10歳の告訴能力を認めて懲役14年の判決を出している。非親告罪化によって、上記のような子どもの告訴能力についての争いを避けることができる。

また、被害者に対して被疑者の弁護人から執拗に告訴の取消を求められ、被害者の精神的な苦痛になっていることも少なくない。ある被害者は、事件に関わる捜査・裁判手続きの中で、被疑者の弁護人とのやり取りが最も苦痛だったと語った。非親告罪になることで、被害者の精神的な負担が軽くなることが期待される。

## 第3 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について

特に未成年者が被害者である性犯罪について、公訴時効を撤廃すべきである。もしくは、きちんと性暴力であると認識できるまで、少なくとも成人するまでは公訴時効が進行しないこととすべきである。

子どもは自分に起きていることが性暴力だとすぐに理解できないことも多い。また、性暴力と認識しても、加害者に対する恐怖や母親やきょうだいを苦しめたくない考えるなどして誰にも相談できなかったり、近親姦の場合は家を出て1人で生活することもできず、加害者を訴えたいと思っても訴えることができず、耐え続けるしかないということもある。被害者は、自分を汚れた存在だと思ってしまったり、対人関係に問題を抱え、自殺念慮、うつやPTSDの症状などで就労もままならないことも多い。精神科受診やカウンセリングによって性暴力被害の影響であったとわかるまで何十年も経っていることも珍しくない。

フランスでは子ども時代の被害について、起算日を成人まで停止するようになっているし、スイスでは公訴時効が廃止されている。韓国も罪によって公訴時効が廃止されたものもある。日本も、公訴時効を廃止するか、成人まで停止することを考える必要がある。

以上